

質問回答書

このことについては、下記のとおりです。

公 告 番 号 春日部市告示第453号
件 名 春日部市被保護者年金申請支援事業業務委託

記

質 問 事 項	回 答 事 項
①本件入札において、発注者は受注者に対し、「他人（ここでいう発注者）の求めに応じ報酬を得て、労働及び社会保険に関する法令に基づいて、年金裁定請求書等の作成をすること」を業務委託する認識でよろしいか。 ②仕様書「7. 実施体制」において、「受注者」については、社会保険労務士法第二十七条「社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人（ここでいう発注者）の求めに応じ報酬を得て、第二条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を業として行つてはならない。」とあることから、本件入札において、受注者は「社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限られる」認識でよろしいか。また、受注者が「社会保険労務士又は社会保険労務士法人」以外に万が一該当する場合、社会保険労務士法第二十三条の二「社会保険労務士は、第二十六条又は第二十七条の規定に違反する者から事件のあつせんを受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。」より、同法に違反する認識でよろしいか。 以上 ※質問事項は、原文のとおり記載しております。	①仕様書に記載された業務全てを委託するものです。 ②法律に規定された通りであると認識しています。